

高齢者虐待防止のための指針

川上村地域包括支援センター

第1条 基本的考え方

川上村地域包括支援センター（以下、「当センター」という。）では、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、次の行為をいう。

（1）身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって高齢者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

擁護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 高齢者虐待防止委員会に関する事項

当センターは、高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図るため、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

（1）委員長は、管理者（センター長）が務める。

（2）虐待対応担当者は、包括支援係長が務める。

- (3) 委員は、当センター職員で構成する。
- (4) 委員会は、委員長の招集により、各年度1回以上開催する。なお、委員会
は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができるほか、関係
する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、当センターが開催
する他の会議体と一体的に行うことができる。
- (5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ア 高齢者虐待の主管課である保健福祉課との連携に関すること
 - イ 虐待の防止のための指針の整備等に関すること
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の企画・推進に関すること
 - エ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
 - オ 虐待及び虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場
合の対応に関すること
 - カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
 - キ 前号の再発防止策を講じた場合の、その効果についての評価に関する
こと

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とし、次のとおり実施する。

- (1) 研修は各年度、原則1回以上実施する。
- (2) 新任職員に対する研修その他必要な教育・研修を実施する。
- (3) 実施した研修内容は、開催日時・出席者・研修項目を記録し、保存する。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに関係者で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、村の関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待等の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

- (1) 当センター内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (2) 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

- (3) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）」及び「長野県養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について」に沿って対応する。

第7条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見人制度の利用を支援する。

第8条 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

第9条 指針の公表

当指針は、常時閲覧可能とし、ホームページに公表する。

第10条 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。